

## 小田原市職員用パソコン広告掲載要領

(平成26年1月1日)

### (目的)

第1条 この要領は、小田原市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項、第3条及び第4条の規定に基づき、小田原市が所管する職員用パソコン画面（以下「職員用パソコン」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告 文字又は画像で表示された情報をいう。
- (2) 職員用パソコン 小田原市が所管する職員用パソコンのうち、庁内ネットワークに接続しているパソコンをいう。

### (掲載基準)

第3条 職員用パソコンに掲載できる広告（以下「掲載広告」という。）は、公共性、信頼性等を損なわないとともに、市の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、職員用パソコンの用途又は目的を妨げないものとし、要綱第2条第1項各号に掲げる広告以外のもの並びに別表に掲げる広告以外のものとする。

### (掲載広告の規格)

第4条 掲載広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大 き さ 横800ピクセル×縦600ピクセル/枚
- (2) 型 式 J P E G、P N G、G I Fのいずれか
- (3) データ容量 200キロバイト以下/枚（200キロバイトを超える場合は解像度を200キロバイト以下に縮小して放映）
- (4) 画 像 表 現 静止画（アニメーション不可、透過不可、フラッシュ不可、画像内へのインターネットリンク作成不可、テロップによる文字表示不可）
- (5) 音 声 出 力 不可

### (掲載広告の掲載位置及び枠数等)

第5条 掲載広告の掲載位置等は、原則として次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 職員用パソコンの画面中央
- (2) 枠 数 6枠/月  
ただし、同一社の複数枠の申込は不可とする。
- (3) 表示広告 毎日パソコン毎に、ランダムに選択した2枠/台を放映
- (4) 表示時期 職員用パソコンの起動時（毎朝午前7時00分～8時35分）
- (5) 掲載時間 1枠あたり10秒（5秒×2枚）

### (掲載広告の掲載期間)

第6条 掲載広告の掲載期間は、原則1か月単位とする。ただし、複数月の掲載の申込みがあった場合には、掲載の申込みをした年度内において複数月とすることができる。

- 2 掲載を開始する日は、原則として掲載する月の最初の開庁日とし、掲載を終了する日は原則として掲載する月の最終の開庁日とする。

#### (広告の募集方法)

第7条 広告の募集方法は、公募により広告主を市が直接募集することとする。

- 2 募集を行う場合には、募集枠数、募集期間、申込期限等必要事項について、市ホームページ等に掲載するものとする。
- 3 申込みがない場合においては、個別に掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

#### (広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、市に小田原市職員用パソコン広告掲載申込書（様式第1号）及び職員用パソコンに表示する広告画像データ（以下「広告原稿」という。）を掲載を希望する日の2週間前までに提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が第3条及び第4条の規定に抵触すると判断した場合は、申込者に対して修正等を指示することができる。
- 3 広告原稿の作成等の申込みに要する費用は、申込者の負担とする。
- 4 広告掲載の申込み時に提出された広告原稿は返却しないものとする。

#### (広告掲載の審査及び決定)

第9条 市は、前条の規定により掲載の申込みを受けた場合は、掲載の可否を決定し、小田原市職員用パソコン広告掲載（不掲載）・変更決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、申込者に通知するものとする。

- 2 予定枠数を超えて適正な申込みがあった場合には、要綱第5条の規定に基づき、広告を掲載する優先順位を決定するものとする。
- 3 掲載に関して疑義が生じた場合には、要綱第7条に規定する小田原市広告審査会において審査し、掲載の可否を決定するものとする。

#### (広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、市長が定める。

#### (広告掲載料の納付)

第11条 第9条の規定により掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で広告掲載料を納付しなければならない。

#### (広告原稿の変更)

第12条 広告主は、広告原稿の内容を変更することができるものとする。この場合において、変更は、原則として月単位とする。

- 2 前項の規定により広告の内容を変更しようとする場合は、変更を希望する日の2週間前までに、市に小田原市職員用パソコン広告変更申請書（様式第3号）に広告原稿を添付し申請するものとする。
- 3 金融機関における利率の変更、キャンペーン月の延長による月表示の修正、その他これに準ずるデザインの変更を伴わない、軽微な変更については変更の申請を省略するこ

とができるものとする。

4 第8条及び第9条の規定は、前項の申請について準用する。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により掲載を取り下げの場合には、小田原市職員用パソコン広告掲載取下届(様式第4号)により届け出るものとする。

3 市は、前項の規定により掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されている場合には、納付された広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合には、広告の取下げの届出があった日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取消することができる。

(1)第11条の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。

(2)広告内容が第3条及び第4条に抵触すると市が判断したとき。

(3)その他職員用パソコンへの掲載が適切でないと市が判断したとき。

2 市は、前項の規定により掲載を取消した場合には、広告主に対して、理由を付してその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により取消した場合において、市は納付された掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合には、広告掲載を取消した日の属する月の翌月以降の月にかかる広告掲載料は返還する。

(広告掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、掲載することができなかった場合には、掲載できなかった日数に応じて、日割り計算により算出した金額を返還することができる。なお、掲載できなかった期間が1月につき1日の場合は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市が職員用パソコンの運営を一時停止した場合又は広告枠を取消した場合には、その広告掲載料を返還しない。

(1)機器等の保守又は工事を行う場合

(2)天災地変その他の非常事態が発生した場合

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(疑義の決定)

第16条 この要領に疑義があるとき又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(事務の取扱い)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する事務は、資産経営課において処理するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は小田原市有料広告掲載要綱の規定を適用する。

附則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 次のいずれかに該当する広告内容又は広告主のもの

- (1) 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告及び風俗営業または風俗関連の営業に関するもの
- (2) 人材募集に関するもの
- (3) 脅迫、暴力その他の犯罪行為を示唆し、または誘発するおそれのあるもの
- (4) 広告の目的が詐欺的と認められるもの、または正当な取引とは認められないもの
- (5) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いに出したりするもの
- (6) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるもの
- (7) 閲覧者に広告内容を誤認されるような紛らわしい表現のもの
- (8) 広告内容が市民等に実害または不利益を与えるおそれのあるもの
- (9) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (10) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 差別を助長するおそれのあるもの
- (13) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- (14) 内容及びその目的が不明確なもの
- (15) 債権の取立て、示談引受け等をうたったもの
- (16) 広告表現や配色等で閲覧者に不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (17) 社会問題を起こしている業種や業者に関するもの
- (18) 占い、運勢判断に関するもの
- (19) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、職員用パソコンへ掲載することが適当でないと思われるもの等、職員用パソコンに掲載する広告として小田原市広告審査会が適当でないとしたもの

小田原市職員用パソコン広告掲載申込書

小田原市長 様

小田原市職員用パソコン広告掲載要領第8条の規定に基づき、広告の掲載について以下のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、以下の同意事項に同意します。

申 込 者	所在地	〒		
	名称 代表者氏名			
	代表者生年月日		性別（男／女）	
	代表者住所			
	事業概要			
	担当者 （部署・氏名）			
	（電話番号）		（FAX）	
	（メールアドレス）			
広 告 内 容	掲載希望期間	年 月 ～ 年 月 （ ヶ月間） （ <input type="checkbox"/> 掲載初日に広告画像が放映されていることを確認し、メールにてその旨を連絡させていただきます。）		
	【広告データ】 サイズ：横800ピクセル×縦600ピクセル 形式：JPEG、PNG、GIF（静止画） データ容量：広告画像1枚あたり200キロバイト以下	1枚目	キロバイト	
		2枚目	キロバイト	
	広告原稿	別添のとおり		
同 意 事 項	同意いただける項目にチェックを入れてください。	①	<input type="checkbox"/> 小田原市有料広告掲載要綱及び小田原市職員用パソコン広告掲載要領の諸規定を遵守し、実施に当たっては小田原市の指示に従います。また本申込書提出後にこれらの定めが改定された場合には、その改定後の定めを遵守します。	
		②	<input type="checkbox"/> 納税証明書（市税に未納が無いことを証明する書類）の提出、若しくは、小田原市が市税の納付状況調査を行うことについて同意します。	
		③	<input type="checkbox"/> 小田原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団、暴力団員と密接な関係ではありません。なお、小田原市が必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、照会に必要な書類の提供を求められた場合には、速やかに対応します。	
		④	<input type="checkbox"/> 小田原市から指名競争入札の指名停止措置を受けていません。	
		⑤	<input type="checkbox"/> 掲載に疑義が生じた場合には、誠実に協議に応じるとともに、調査対応や書類の提出など、必要な措置を講じます。	
		⑥	<input type="checkbox"/> 同意事項に記載された内容を実施するに当たり、発生する費用については全て申込者で負担します。	

年 月 日

小田原市職員用パソコン広告掲載（不掲載）・変更決定通知書

（申 込 者） 様

小田原市長 印

小田原市職員用パソコン広告掲載要領第9条の規定に基づき、広告の掲載・変更について次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載・変更を承認します。 <input type="checkbox"/> 掲載・変更は認められません。
	掲載・変更を認めない場合の理由 -----
広告掲載期間	年 月 ～ 年 月（ か月）
広告掲載料	円（消費税及び地方消費税を含む） （内訳： 円 × 月） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。

※広告掲載を認めない場合は、決定区分以外は空欄となります。

※広告原稿の変更の場合は、広告掲載料は空欄となります。

※別封の納入通知書に記載の納入期限までに広告掲載料が納入されない場合は、この決定を取り消します。

※その他小田原市職員用パソコン広告掲載要領を遵守してください。

小田原市職員用パソコン広告変更申請書

小田原市長 様

年 月 日付にて掲載決定のあった小田原市職員用パソコンへの広告について、小田原市職員用パソコン広告掲載要領第12条の規定に基づき、広告原稿の変更を以下のとおり申請します。

申請者	所在地	〒	
	名称 代表者氏名		
	担当者 (部署・氏名)		
	(電話番号)		
	(F A X)		
	(メールアドレス)		
変更内容	変更内容		
	変更開始月	年 月 ( <input type="checkbox"/> 広告画像が切替初日に放映されていることを確認し、メールにてその旨を連絡させていただきます。)	
	【広告データ】 サイズ：横800ピクセル×縦600ピクセル 形式：JPEG、PNG、GIF（静止画） データ容量：広告画像1枚あたり200キロバイト以下	1枚目	キロバイト
	2枚目	キロバイト	

小田原市職員用パソコン広告掲載取下届

小田原市長 様

年 月 日付にて掲載決定のあった小田原市職員用パソコンへの広告について、小田原市職員用パソコン広告掲載要領第13条の規定に基づき、広告掲載の取り下げを届け出ます。

届出者	所在地	〒
	名称 代表者氏名	
	担当者 (部署・氏名)	
	(電話番号)	
	(F A X)	
	(メールアドレス)	
取下げ内容	取下げの理由	
	取下げ適用日	年 月 日